

## 設計業務委託契約書

設計業務名

委託報酬額 金 円也  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円也)

委託者 国立大学法人北海道大学（以下「北海道大学」という。）と受注者（法人名）との間において、上記の業務（以下「業務」という。）について、上記の委託報酬額で、次の条項によって委託契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別冊の図面及び仕様書に基づいて、設計業務を完了するものとする。
- 第2条 業務は、（法人等の場所）において実施するものとする。
- 第3条 設計業務の着手時期は、平成 年 月 日とする。
- 第4条 設計業務の完了期限は、平成 年 月 日とする。
- 第5条 契約保証金は、免除する。
- 第6条 委託報酬の支払は1回で支払うものとする。
- 第7条 設計業務完了通知書は、北海道大学〇〇部局〇〇課〇〇担当に送付するものとする。
- 第8条 委託報酬の請求書は、北海道大学〇〇部局〇〇課〇〇担当に送付するものとする。
- 第9条 完成払金の支払時期は、業務の検査の完了を確認したもので、かつ、適正な請求書の提出を受けたものについては、請求書を受けた日の属する月の翌月末までに支払うものとする。
- 第10条 この契約についての一般的約定事項は、別記の設計業務委託契約要項によるものとする。
- 第11条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者、受注者間にて協議し定めるものとする。
- 第13条 この契約に関する訴えの管轄は、北海道大学所在地を管轄区域とする所轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し発注者、受注者は記名の上押印し双方各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

発注者 札幌市北区北8条西5丁目  
国立大学法人北海道大学  
総長 名和豊春

受注者 (住所)  
(法人等名)  
(代表者氏名)